

考慮すべき事項	具体的な要件	
	対象	内容
1. (万一、ウルグアイに口蹄疫が侵入していたとしても) 感染牛が日本向けの輸出牛肉となるリスクを低減すること	①輸出牛肉を生産する牛の生産農場	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫の血清学的サーベイランスの結果により、ウルグアイ当局の監視下に置かれている農場ではないこと。
	②輸出牛肉を生産する牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイで生まれ育ったこと。 ・①の農場からと畜場に直接搬送され、輸送中、他の農場のいかなる偶蹄類動物とも接触しなかったこと。 ・ウルグアイ当局の獣医検査官が行うと畜前及びと畜後検査において、特に頭部及び四肢部に注目した検査が行われ、口蹄疫感染の疑いが確認されなかったこと。
2. (万一、輸出牛肉を生産する牛が口蹄疫に感染していたとしても) 牛肉中に感染性のある口蹄疫ウイルスが生残しているリスクを低減すること	輸出牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部、四肢、蹄、こぶ、内臓を含まないこと。 ・と畜工程において、主要リンパ節、確認できるリンパ組織・血餅を除去すること。 ・と畜後脱骨前に、2℃超で少なくとも24時間の熟成工程を経て、かつ、ウルグアイの公的獣医師が、両側の半と体について腰最長筋中央のpHを測定し、両側ともにpHが6.0未満に下がっていることを確認した枝肉由来であること。 ・脱骨すること。 ・上記全てを満たす牛肉以外の肉と接触していなかったこと。

考慮すべき事項	具体的な要件	
	対 象	内 容
3. (輸出後、万一、ウルグアイにおいて口蹄疫が発生したとしても)リスクのある牛肉を早期に特定すること	①輸出牛肉を生産する牛の生産農場	・日本向け輸出牛肉を生産する牛の生産農場は、上記1の①を満たす農場として、ウルグアイ当局が指定し、あらかじめ日本当局に通知した農場であること。
	②輸出牛肉を処理すると畜場及び食肉処理施設	・日本向け輸出牛肉を処理すると畜場及び食肉処理施設は、上記2の処理を適切に実施できる施設として、ウルグアイ当局及び日本当局が指定した施設であること。
4. 周辺国における発生、ウルグアイにおけるワクチン接種プログラムの変更等の発生リスクの変化を早期に検知し、必要な措置を講じること	ウルグアイ当局	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイ当局又は日本当局が、ウルグアイ周辺国における発生等、ウルグアイにおける口蹄疫の発生リスクが高まっていると認める場合には、ウルグアイ当局は(日本当局の求めに応じ)日本当局に対し、当該情報及び講じた又は講じる措置について、情報提供すること。 ・ウルグアイにおけるワクチン接種プログラムを含む防疫措置の変更が計画されている場合には、ウルグアイ当局は(日本当局の求めに応じ)日本当局に対し、当該情報を提供すること。 ・上記情報を踏まえ、日本当局は、必要に応じて、一時輸入停止や日本への牛肉輸出条件の見直し等必要な措置を求めることができること。
5. 日本当局が農場及び施設等の現地調査を行う権限を確保すること	ウルグアイ当局	・日本当局が上記3の①の農場及び②の施設等について現地調査を行う権限を有すること。